

## 第 42 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日時：令和 5 年 3 月 29 日（水）

午前 9 時 30 分から

場 所：庁議室

### 議 題

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

## 1 総務課

- 区民の郵送手続推進のための、区による郵送料負担の実施（「料金受取人払」のフォーマットをホームページに公開）を、令和5年度末まで延長する。令和5年4月に、新たなフォーマットと終了時期（令和6年3月31日）をホームページに公開予定である。

## 2 職員課

- 新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱いについて  
新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱いについて、5月8日の5類感染症移行に伴い通知する予定である。
- マスク着用等の対応について  
令和5年3月9日付 2022 文総職第 2739 号にて通知したマスク着用等の対応について、対応を要する期間を5月7日までとしているため、この間の感染状況を踏まえ、改めて対応を通知する予定である。

## 3 税務課

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策を受けるための納・課税証明書の手数料免除措置について、令和5年度末まで延長する。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

## 1 区民課

- 貸施設（経済課所管勤労福祉会館を含む。）においては、国により予定されている自主的な感染対策についての情報提供に基づき対応する。
- 事業の実施においては、国により予定されている自主的な感染対策についての情報提供に基づき対応する。

## 2 戸籍住民課

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策を受けるための住民票の写し及び印鑑登録証明書の手数料免除措置について、令和5年度末まで延長する。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

### 1 アカデミー推進課

- 各種施設・事業について、国により予定されている自主的な感染対策についての情報提供に基づき対応する。

### 2 スポーツ振興課

- 各種施設・事業について、国により予定されている自主的な感染対策についての情報提供に基づき対応する。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

## 1 高齢福祉課

- 介護老人福祉施設等が行う新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の対象にならない、一定の高齢者（介護老人福祉施設等の職員が訪問した先の在宅高齢者等）に係るPCR検査事業については、5月7日をもって終了とする。
- シルバー緊急隊事業については、5月末をもって終了とする。

## 2 障害福祉課

- 障害福祉課が行う各種事業等においては、国の基準等を参考に感染予防対策に努める。
- 貸施設におけるマスクの着用は、引き続き個人の判断に委ねる。

## 3 生活福祉課

- 生活福祉課が行う各種事業等においては、国の基準等を参考に感染予防対策に努める。

## 4 介護保険課

- 区内の介護サービス事業者に対し、引き続き利用者及び職員に感染を拡大させない取組を要請する。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

### 1 子育て支援課

- 縮小している事業について

子育てひろば汐見・江戸川橋・西片の事前予約制は廃止し、（昼休みに施設内の消毒を行うため、利用時間は午前・午後の2部制とする。）ランチタイムを再開する。

### 2 幼児保育課

- 区立保育園の休止・縮小している事業

休止・縮小している事業については、今後発出される見込みの国や都の保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応にかかる通知を踏まえて、順次再開していく。

### 3 子ども家庭支援センター

- 縮小している事業について

びよびよひろばは、利用者枠を拡大しつつ、利用時間を午前・午後の2部制とし、昼休み中におもちゃ及び施設内の消毒を行う。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

### 1 予防対策課

- 新型コロナウイルス感染症対応について・・・別紙1のとおり
- 新型コロナウイルスワクチン接種について・・・別紙2のとおり

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る対応について

### 1 感染症法上の位置づけ変更に伴う国における医療提供体制の見直し（概要）

#### (1) 基本的な考え方

感染症法上の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提として限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していく。

#### (2) 外来医療体制

- ・現在、コロナ診療に対応している医療機関に加え、新たに対応医療機関を増やすことにより、広く一般的な医療機関での対応を目指す。
- ・コロナへのり患又はその疑いのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しない。

#### (3) 入院医療体制調整

入院が必要な方への対応については、今後、全病院で対応することを目指す。

#### (4) 入院調整

- ・行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行
- ・入院調整本部や保健所による枠組みを当面継続することが可能
- ・妊産婦、小児、透析患者は、都道府県における既存の調整の枠組みに移行

#### (5) 高齢者施設等における対応

- ・入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保
- ・感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取り組みを強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する。

#### (6) 宿泊療養・自宅療養の体制

- ・隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了
- ・電話・オンライン診療等の枠組みを継続

#### (7) 移行計画の策定

各都道府県において、冬の感染拡大までの間、まずは軽症・中等症Ⅰ患者について、新たな医療機関による受入れを進めるとともに、医療機関間による入院調整を進めること等を内容とする9月末までの「移行計画」を策定することとする。

### 2 都の対応（概要）：(2)、(3)、(4)は3月27日東京都説明会資料より

#### (1) 相談体制

発熱相談センターの相談機能、フォローアップセンターの健康相談機能、うちさぼの相談機能を統合して、(仮称)東京都新型コロナウイルス感染症相談センターを開設する。

#### (2) 入院受入れ体制

- ・9月末までの移行期間経過後、10月以降は全病院での対応を目指す。

- ・移行期間は、病床を確保する医療機関は、前半は中等症Ⅰ以上、後半は中等症Ⅱ以上を中心に対応、病床確保以外の医療機関は、前半は軽症を中心に、後半は中等症Ⅰ以下を中心に対応

### (3) 入院調整

- ・移行期間は、①軽症、中等症Ⅰ程度の患者は、各医療機関による病診/病病連携による入院調整、②中等症Ⅱ以上と、特別な配慮が必要で広域的な調整が必要な患者（透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方）は、保健所または入院調整本部（保健所からの依頼に基づき調整）による入院調整、を実施
- ・MISTを改修し、空床情報の共有機能、入院調整に必要な情報を共有する入院調整フォームを設ける。
- ・保健所は、診断を行った外来対応医療機関が本人の同意の下、MIST(入院調整フォーム)に入力した情報をもとに、東京都入院調整本部に依頼する等の対応を行う。（土日の開庁による対応を保健所へ依頼）

### (4) 宿泊療養・自宅療養体制

- ・隔離目的のホテルは廃止するが、妊婦支援型・医療機能強化型については継続
- ・65歳以上の独居または高齢者世帯の宿泊は自己申し込みまたは医療機関からの申し込みが可能となる。
- ・救急・外来など医療の負荷を軽減するため、臨時オンライン発熱等診療センターを継続
- ・高齢者施設への往診チーム派遣を継続

## 3 区の対応

### (1) 相談体制

都においては「(仮称)東京都新型コロナウイルス感染症相談センター」が開設されるが、移行直後は問い合わせが増え、回線が混雑することが見込まれるため、区独自の「文京区新型コロナ相談窓口」の設置を継続し、区民等からのコロナに関する相談に対応する。また、基本的な感染対策（マスク、換気、手洗い等）の励行について、HP等による啓発を継続する。

### (2) 入院調整

9月末までの移行期間は、中等症Ⅱ以上の患者と、特別な配慮が必要で広域的な調整が必要な患者について、医療機関が本人の同意の下、MIST(入院調整フォーム)に入力した情報に基づき、入院調整本部と連携して入院調整を実施する。

### (3) 関係機関との連携強化

これまでのコロナ対応で培った各関係機関との連携を一層強化し、以下の取組みを行う。

- ・適時、医師会への説明、入院調整フォーム入力サポート等を行う
- ・感染症連絡会等での情報共有及び検討、関係部署、関係機関との情報共有、検討

## 4 今後の課題

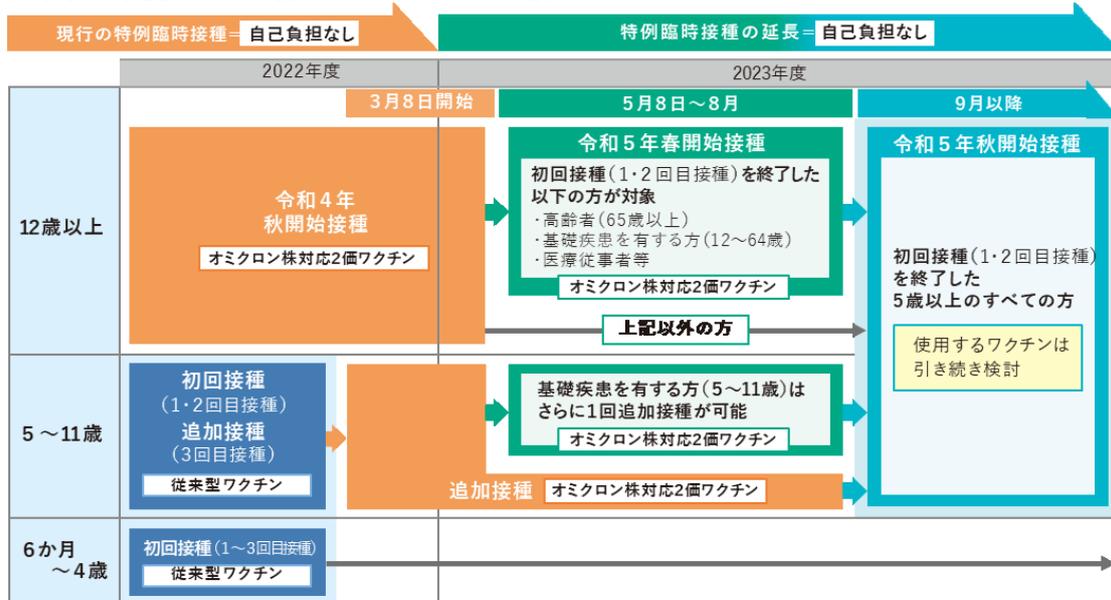
- ・ハイリスク者（高齢者施設や妊産婦、透析患者等）への対応
- ・患者管理システム等、ICTの活用による効率的な保健所業務の継続

## 新型コロナウイルスワクチンの接種について

### 1 令和5年度における新型コロナワクチンの接種について

令和5年3月7日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、接種時期、接種対象者等の令和5年度における接種方針が取りまとめられた。

#### 令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



### 2 令和5年春開始接種について

#### (1) 接種期間

令和5年5月8日(月)から令和5年8月31日(木)まで

#### (2) 接種対象者

初回接種(1・2回目接種)を終了し、最終の接種から3か月以上経過している以下に該当する方。

対象区分	対象人数(概算)※
65歳以上の高齢者	約40,000人
5歳～64歳の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方	約11,000人
医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者	約5,400人
合計	約56,400人

※令和5年3月12日時点における初回接種の状況(VRS)より積算

※基礎疾患を有する方等は、国の手引きにおける接種対象者数の算定方法を参照し積算。

(対象に対し、基礎疾患を有する方は8.2%、医療従事者は3%、高齢者施設等従事者は1.8%の想定)

#### (3) 使用するワクチン

オミクロン株対応2価ワクチン(ファイザー・モデルナ)

#### (4) 接種券の発送

令和5年4月下旬（予定）

##### ア 申請なしで接種券を発送する方

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 第二期追加接種（4回目接種）において、接種券の発行申請を行った基礎疾患を有する方、医療機関や高齢者施設、障害者施設等の従事者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している18歳以上の方

##### イ 申請に基づき接種券を発行する方

区で基礎疾患の有無、医療機関等への従事を把握できない5歳から64歳の方

※ 令和5年4月を目途に、ホームページ等で申請受付を開始する。

#### (5) 高齢者の事前指定について

令和5年5月8日時点で65歳以上の高齢者で、前回接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種）を区の集団接種会場にて接種した方は、区が予め接種会場、日時及び使用ワクチン（ファイザー2価ワクチン（BA.1））を指定する。

なお、事前指定は前回接種日を考慮し、7月上旬までの間で指定するため、接種の前倒しや事前指定された条件の変更を希望される方は、区コールセンター又は予約サイトにて、変更手続きを行っていただく。

#### (6) 接種体制

区が会場を設置する集団接種と併せて、区内の指定医療機関による個別接種により実施する。

##### ア 集団接種会場（予定）

月	会場
5月	文京シビックセンター25階、文京総合体育館、保健サービスセンター
6月	文京シビックセンター25階、音羽地域活動センター、向丘地域活動センター、大原地域活動センター、駒込地域活動センター、不忍通りふれあい館、文京総合体育館
7月	文京シビックセンター25階、文京総合体育館

##### イ 個別接種会場

接種を希望する区内指定医療機関

#### (7) その他

ア 令和5年5月より、区コールセンター（フリーダイヤル）の営業時間を変更する。

- ① 変更前 平日・土日祝日 午前9時から午後8時まで
- ② 変更後 平日・土日祝日 午前9時から午後6時まで

イ 集団接種会場における12歳以上の初回接種は4月末まで、乳幼児・小児接種は7月末までの実施とする。

集団接種会場の接種終了後は、個別接種又は都の大規模接種会場（都庁北展望室ワクチン接種センター・東京都教職員互助会三楽病院接種会場）へ案内する。

### 3 令和5年秋開始接種について

接種対象者は、初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上のすべての方とし、具体的な開始期日は、今後、国から示される予定。なお、使用するワクチンについても、令和5年度の早期に結論を得るよう、今後国において検討が行われる。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

### 1 施設管理課

- 25階展望ラウンジの開放再開

（現在施工中の「文京シビックセンター議場特定天井改修工事」が令和5年5月10日に竣工するため、引き渡し後、開放に向けた準備を経て5月中に再開予定）

- 地下2階区民ひろば、1階及び3階ギャラリー（屋上庭園手前）について、ベンチに座る間隔や飲食の制限を解除する。

## 報 告 事 項

令和5年5月8日以降（新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後）は、以下のとおり対応する。

## 1 学務課

- 5月8日以降の実施については、文部科学省及び東京都から改めて通知される予定であり、その内容を踏まえて検討する。

## 2 教育指導課

- 教育活動について
  - ・教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。なお、児童・生徒の気持ちに寄り添った対応となるよう、十分に配慮する。
  - ・詳細等については、文部科学省及び東京都から改めて通知される予定であり、その内容を踏まえ、対応する。

## 3 児童青少年課

- 児童館・育成室

今後、文部科学省などの通知に基づき改訂される「文京区版学校感染症対策ガイドライン」に準じて運営を行う。

なお、入館時の手指消毒などの基本的な感染症対策については、引き続き行っていく。
- 青少年プラザについて

館内での飲食を可能とする。

なお、入館時の手指消毒などの基本的な感染症対策については、引き続き行っていく。
- 放課後全事業について

今後、文部科学省などの通知に基づき改訂される「文京区版学校感染症対策ガイドライン」に準じて運営を行う。

なお、入館時の手指消毒などの基本的な感染症対策については、引き続き行っていく。

#### 4 教育センター

- 施設の運営について

- ・換気、三密の回避、手洗い・手指消毒、せきエチケット等の基本的な感染防止対策については、引き続き実施する。ただし、使用備品等の消毒作業は、通常業務に影響がでない範囲での実施とする。
- ・自然科学教育事業、ふれあい教室、児童発達支援及び放課後等デイサービス等の事業については、国及び都の通知に基づき運営する。
- ・ロビー等一般の方が利用する共用部分については、原則利用制限を解除する。

#### 5 真砂中央図書館

- 今後、国や都のガイドラインが発出された際には、その内容に従い対応する。